

令和6年度 町民税・県民税の申告についての説明書

町民税・県民税の申告及び納税につきまして、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度町民税・県民税の課税に先立ち、申告書をお送りいたしますので、**あなたの令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで。以下同じ)の所得について申告していただきますようお願いいたします。**

この申告は、あなたの町民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料等の算出の資料となる大切なものです。申告書の提出をされませんと、所得証明書・課税証明書などの発行ができませんので、必ず提出期限**3月15日(金)**までに申告してください。

○この申告書は、次の方にお送りしています。

- ①前年に町民税・県民税の申告書を提出された方
- ②前年中に三郷町に転入された方(前年の課税状況が当町では把握できないため申告書をお送りしておりますが、下記「申告書を提出する必要がない方」に該当する場合は提出不要です。)

申告書を提出する必要がある方

令和6年1月1日現在三郷町に居住し、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の所得等の状況が、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- ① 営業等、不動産、配当による収入や、その他の収入があった方
- ② 給与所得者(パート・アルバイト含む)で下記に該当する方
 - 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - 勤務先から三郷町に給与支払報告書が提出されていない方(注1)
 - 医療費控除等年末調整で適用していない各種控除を受ける方(注2)
- ③ 公的年金等受給者で、下記に該当する方
 - 医療費控除、社会保険料控除、生命・地震保険料控除等の各種控除を受ける方(注2)
 - 公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、町民税・県民税の申告が必要です。(注3)

(注1) 提出状況は、勤務先にご確認ください。

(注2) 所得税の還付を受ける場合は、確定(還付)申告が必要です。

(注3) 米国年金など源泉徴収の対象となっていない年金は、確定申告が必要です。

申告書を提出する必要がない方

- 所得税の確定申告書を提出する方
- 年末調整が済んでいる給与受給者で、勤務先から三郷町に給与支払報告書が提出されている方(左記②に該当する場合は申告が必要です。)
- 公的年金等収入のみで、その他に所得がない方(左記③に該当する場合は申告が必要です。)

お知らせ

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書にマイナンバーの記載が必要になります。

申告手続きなどには

マイナンバー(12桁)の記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ご協力よろしくをお願いします。

〈給与または公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、町民税・県民税の申告は必要です。〉

※ **令和5年中の所得がない方でも、国民健康保険税の算定及び各種福祉関係の助成制度などにおいて所得の申告が必要な場合や、所得に関する証明書が必要な場合は申告が必要です。**

※ 町民税・県民税を他市町村から課税されている方は、申告書の裏面の「17 町民税・県民税を他市町村で課税されている方」欄に記入してください。

※ 収入によっては、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

申告に必要なもの

- 本人確認書類等(番号確認書類+本人確認書類)

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード(1枚で番号確認と本人確認ができます。)

マイナンバーカードをお持ちでない方

通知カード(注)やマイナンバーの記載のある住民票の写しなどのうちいずれか1つ+運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポートなどのうちいずれか1つ

(注)「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- 所得金額がわかるもの(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 各種控除を受けるために必要な明細書、証明書等(令和5年中に支払ったもの)
- 申告書

提出場所 役場1階 税務課

提出期限 令和6年3月15日(金)

提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、添付書類等に不備がないようお願いいたします。

なお、受付書の返送が必要な方は切手を貼った返信用封筒を同封してください。

問い合わせ先 三郷町役場 総務部 税務課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号
電話: 0745-43-7314(税務課直通)

おことわり

この説明書は、現行の税法にそくして説明しています。地方税法などの改正があった場合、内容の一部に変更が生じる場合があります。